

入札説明書

広島県東部こども家庭センター（福山市瀬戸町山北 291-1）

TEL:084-951-2340 FAX:084-951-2379

業務名	広島県東部こども家庭センター 一時保護所給食業務	履行期間	令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日	履行場所	福山市瀬戸町山北 291-1 広島県東部こども家庭センター	入札参加資格確認申請書提出期限	令和8年2月17日（火） 午後5時		
技術評価等資料提出期限	令和8年3月9日（月） 午前11時	仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年3月3日（火） 午後5時	入札日時	令和8年3月9日（月） 午前11時	入札場所	広島県東部こども家庭センター 多目的ホール		
注意事項						契約事項			
1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について				4 入札について					
(1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書を申請書に添付しなければならない。				(1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。					
(2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。				ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。					
(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。				イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。					
(4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書 留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）				ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。					
2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について				エ 入札者が二以上の入札をしたとき。					
(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、書面により提出すること。				オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。					
(2) 交付を受けた仕様書等について、契約担当職員が返却を求めた場合は、入札当日返却すること。ただし、入札参加資格要件等に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。				カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があつたとき。					
3 技術評価等資料について				キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。					
(1) 提出後の技術評価等資料の変更、差し替え等は認めない。				ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。					
(2) 提出された技術評価等資料は返却しない。				ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。					
(3) 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。				コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。					
(4) 技術評価等資料に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。				(2) 落札がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。					
(5) 提出は持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。				(3) 再度の入札は5回を超えないものとする。					
(6) 技術評価等資料の記載事項は原則として全て履行しなければならない。				(4) 入札執行について					
(7) 技術資料の提出部数は以下のとおりとする。				ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。					
				イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。					
				ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。					
				エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。					
				オ 入札室には、原則として入札に必要な者以外は入室してはならない。					
5 契約書について				5 契約書について					
				(1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。					
				(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。					